

新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業要領 運用基準

新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業要領の運用基準を次の通り定める。

第4条（補助内容）について

第1項第1号中「初めて採択される取組(チャレンジプロジェクト)」とは、事業名・申請者・連携事業者・事業内容の全てにおいて過去に採択されたことのない取組をいう。なお、過去に採択された申請者が、下記の内容でチャレンジプロジェクトの区分で申請してきた場合は、育成発展プロジェクト区分で申請があったものとみなす。

- ・対象者等は異なるが、手法は同じ場合
- ・内容がプロジェクトの主旨や構成を変更するものではなく、その一部のみを変更するもの（例：実施年月日、会場、委託先等の変更）

第6項中「売上収入など」とは、おおむね次に掲げる経費をいう。

- ・採択プロジェクト実施による売上金
- ・国や県、民間団体等からの補助金、寄付
- ・構成員の会費 等

第5条（申請資格）について

第1項中「異業種事業者等と連携」とは、申請資格者と異業種事業者がイベント会場の賃貸借を行うといった単なる業務上の取引関係にあることではなく、共にプロジェクトを企画し、運営することをいう。

第9条（プロジェクトの変更および中止）について

第1項中「変更が軽微である場合」とは次のいずれかに該当する変更のほか、事務局で内容を勘案のうえ決定する。

- ・プロジェクトを実質的に変更するものではなくその細部を変更するもの（例：実施年月日、会場、委託先等の変更）
- ・収支予算書に計上した補助対象経費合計の変更が2割以内であるもの

第1項中「関係書類」とは、以下をいう。

- ・変更後の【様式第1号】【様式第2号】【様式第2号の2】【様式第2号の3】【様式第2号の4】及び委託費見積書等

第4項中「要件を欠くと認めるとき」とは次のいずれかに該当する場合のほか、変更承認申請書の提出時において、推進委員が協議のうえ決定する。

- ・実質的なプロジェクト内容が採択時とは異なるもの
- ・プロジェクトの大幅な縮小があるもの
- ・年度内の実施が困難と思われるもの
- ・連携事業者変更により単独又は同業者、関連事業者間で実施するもの

第10条（実施報告書）について

第4号中「プロジェクトの実施結果をわかりやすく示す資料及び画像、経費の領収書、その他推進会議が必要と認めるもの」とは、プロジェクト実施の様子がわかる写真、制作物（チラシ・ポスター等）、詳細の記載（日付、宛名、ただし書き）のある領収書、売上がある場合はその明細書等をいう。

第13条（採択の取り消しおよび補助金の返還）について

第1号中「実施報告書の提出期限を過ぎたとき」とは、採択日から同年の12月までに実施したプロジェクトで、終了から2か月を経過しても報告書の提出がない場合をいう。事業年度の1月から2月に実施したプロジェクトは、2月末日までに報告書の提出がない場合をいう。ただし、いずれの場合も推進会議がやむを得ない事情と判断した場合はこの限りではない。

第3号中「虚偽の申請もしくは報告または不正の行為によって補助金の支払いを受けたとき」とは、以下の場合のほか、実施報告書提出時に推進会議で協議のうえ決定する。

- ・推進会議の承認を得ず採択内容とは異なるプロジェクトを行ったとき
- ・実施報告書および資料を一部または全部を偽造したとき
- ・売上金および民間団体や個人からの協賛金、補助金を収入に計上しないとき